

今後の調査審議等について

令和3年7月

不動産・建設経済局土地政策課

今後の企画部会の調査審議について

○ 今後の企画部会においては、主に、以下についてそれぞれご議論いただくことを予定。

- ① 所有者不明土地法の見直しに向けた部会とりまとめに向けた議論
- ② 土地基本方針の令和4年5月頃の改定を見据えた土地関連施策に関する幅広い議論

○ あわせて、今後取り上げるべき中長期的課題についてもご議論いただきたい。

令和3年7月30日(本日)	①関係: 第8回所有者不明土地等関係閣僚会議の資料の報告 ②関係: 地籍調査のこれまでの成果と今後の課題について	等
---------------	---	---

令和3年9月16日(木)予定	①関係: 地方公共団体向けアンケート結果の報告 ②関係: 土地関係施策の概算要求の概要について	等
----------------	--	---

令和3年11月中旬頃	①関係: 用地取得の現状と今後の制度見直しについて ①関係: 特措法見直しに向けた部会とりまとめ(骨子)について	等
------------	---	---

令和3年12月中旬頃	①関係: 所有者不明土地法見直しの方向性について ①関係: 特措法見直しに向けた部会とりまとめ(本文)について	等
------------	--	---

令和3年12月末 所有者不明土地法見直しに向けた部会とりまとめ



次期通常国会に所有者不明土地法改正法案を提出

令和4年3月上旬頃	①関係: 特措法改正案の概要について ②関係: 土地基本方針の改定(骨子)について	等
-----------	--	---

令和4年4月中旬頃	②関係: 土地基本方針の改定本文案について	等
-----------	-----------------------	---

令和4年5月頃 土地基本方針の改定

所有者不明土地法見直しに関する政府決定文書の主な記載

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和3年6月7日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)(抄)

6 所有者不明土地等の円滑な利活用・管理、土地収用手続きの円滑な運用

本年11月に特措法の施行から3年が経過し、見直しの時期となることに向けて、所有者不明土地の円滑な利活用・管理を図る仕組みの拡充や、所有者不明土地の発生予防等の観点から重要となる管理不全土地や低未利用土地の利活用・管理を図る仕組みについて検討を進め、**国土審議会において制度見直しの内容を本年中目途でとりまとめ、次期通常国会に必要な法案を提出する。**

具体には、地域のニーズを踏まえた地域福利増進事業の拡充(地域の防災・減災に資する設備や再生可能エネルギーの地産地消等に資する施設の整備など)や使用権の上限期間の延長等、管理不全土地について、所有者による適正管理を図るための行政的措置(指導・勧告・命令・代執行等)を可能とする仕組みや民法の管理不全土地管理制度の地方公共団体等による活用を可能とする特例、低未利用土地の利用ニーズのマッチング・コーディネートや土地所有者に代わる管理などの機能を担うランドバンク制度の創設などについて検討を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

所有者不明土地等対策について、基本方針※等に基づき、関係機関の体制整備も含めた所有者不明土地の円滑な利活用・管理を図るための仕組みの充実等を行う。

(脚注) ※「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和3年6月7日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)。

成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

地域における迅速な社会資本整備を進めるため、所有者不明土地の円滑な利活用や管理を図るための仕組みの充実等を図る。

成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和3年6月7日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)等に基づき管理不全土地・低未利用土地の利活用・管理を図るための仕組み等、所有者不明土地特措法の見直しに向けた必要な検討を進め、2022年通常国会への必要な法案の提出とともに支援策の充実等を図る。

土地に関する基本理念や各種施策の周知・普及について

- ・ 土地基本法においては、土地についての基本理念や施策の基本となる事項等が定められるとともに、国及び地方公共団体の責務として、広報活動等を通じて土地についての基本理念に関し、国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならないとしている。(第7条第3項)
- ・ 同法に基づく土地基本方針(令和3年5月変更)第五においては、「土地月間」に関する活動の見直しや通年での広報活動の強化等、積極的な広報活動を展開することとされている。
- ・ 第38回企画部会においても、土地に関する広報活動の強化についてご意見をいただいたところ。
- ・ これを受けて、今年度より、①「土地月間」ポスターコンテストの開催、②SNSを活用した広報活動を実施。

① 第1回「土地月間」ポスターコンテストの開催

- ・ 毎年10月の「土地月間」等において、土地の制度に関する理解が深まるきっかけとなるよう、土地が抱えている問題や、土地の利用・管理の方法について広く国民に訴えかけるため、「土地」に関するポスターコンテストを新たに実施。
- ・ **応募受付期間は令和3年8月16日(月)まで**
- ・ 以下のテーマA～Cのいずれかの内容で制作したデザイン案を募集
 テーマA: 漢数字の「十」と「一」を縦に並べ、漢字の「土」に見立てたデザインをアレンジ
 テーマB: あなたが考える(または体験したことのある)土地の課題・問題
 テーマC: 未来の、土地の楽しい使い方
 ※ その他、応募に関する詳細は次ページも参照

(参考) 令和2年度土地月間ポスター



② SNSを活用した広報活動の実施

- ・ 通年での広報活動の強化のため、SNSを活用し、国土交通省の土地政策に関する情報を発信。
- ・ 7月にTwitterのアカウントを開設し、投稿を開始。

土地政策課アカウント: @mlit_tochi

QRコードはこちら⇒



今後も鋭意情報を発信していきます。
ぜひフォロー&リツイートにご協力ください!

1. 目的

土地に関する制度が大きく変化している中、毎年10月に設けられている「土地の日(10月1日)」、「土地月間」において、今一度、身近な「土地」について考え、「土地」の制度に関する理解が深まるきっかけとなるよう、地域の「土地」が抱えている問題や、「土地」の利用・管理の方法について広く国民に訴えかけるポスターデザインを募集します。

また、応募者の皆様に対しては、作品制作の過程を通じて、「土地の日」と「土地月間」を知ってもらうとともに、「土地」の制度への興味・関心を持ってもらうことを期待しています。

2. 募集内容

「土地」に関係する、以下の制作テーマA～Cいずれかの内容を選択し、絵画、写真、グラフィックデザインのいずれかで制作したものとします。作品の中には、必ず下記両方のワードを入れてください。その他、キャッチコピーなどの記載は自由です。

<ワード>①10月は土地月間 ②10月1日は「土地の日」です

<制作テーマ>

	制作テーマ	制作にあたってのイメージ(参考)
A	漢数字の「十」と「一」を縦に並べ、漢字の「土」に見立てたデザイン	作品を見た人が、十十一＝土、10月1日は土地の日、10月は土地月間、とイメージしやすいもの
B	あなたが考える(または体験したことのある)土地の課題・問題	・ 迷子の土地 ・ 土地の「上手な使い方」と「迷惑な使い方」の対比 ・ 土地に関する仕事の情景 等
C	未来の、土地の楽しい使い方	・ みんなが集まる土地 ・ 空き地を10年使ってみよう ・ 荒れた土地を豊かにする方法 等

3. 応募資格 : どなたでも応募可能です！

4. 応募方法 : 当省HP掲載の募集要項をご確認ください。

5. 応募締切 : 令和3年8月16日(月) 当日消印有効

6. 表彰(予定) : 大賞(1点)金券5万円(高校生以下の場合は図書カード5万円)及び賞状
優秀賞(2点)金券3万円(高校生以下の場合は図書カード3万円)及び賞状 など

7. 発表 : 令和3年8月下旬頃を目処に入賞者に通知するとともに、国土交通省ホームページで公表します。

その他、詳細は右のQRコードHPに掲載されている募集要項をご確認ください。

募集要項掲載ページ(国交省HP)



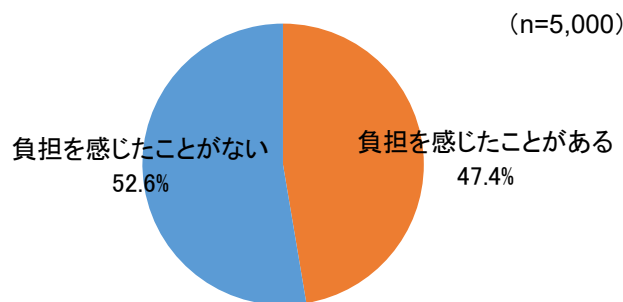
(参考)所有者不明土地の現状と課題

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加。
- 公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への支障となっている。

土地所有に対する負担感

所有する空き地に対する負担感

空き地所有者のうち約5割が土地を所有することに負担を感じたことがあると回答。



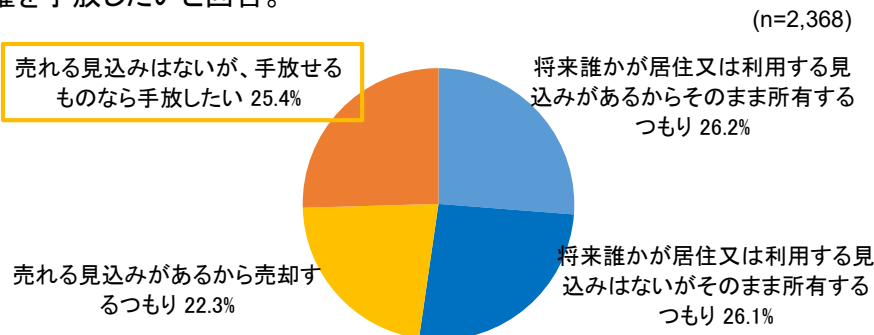
平成29年度地籍調査における所有者不明土地

- ・ 不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合：約 **22%**
(所有者不明土地の外縁)
- ・ 探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地：約 **0.44%**
(最狭義の所有者不明土地)

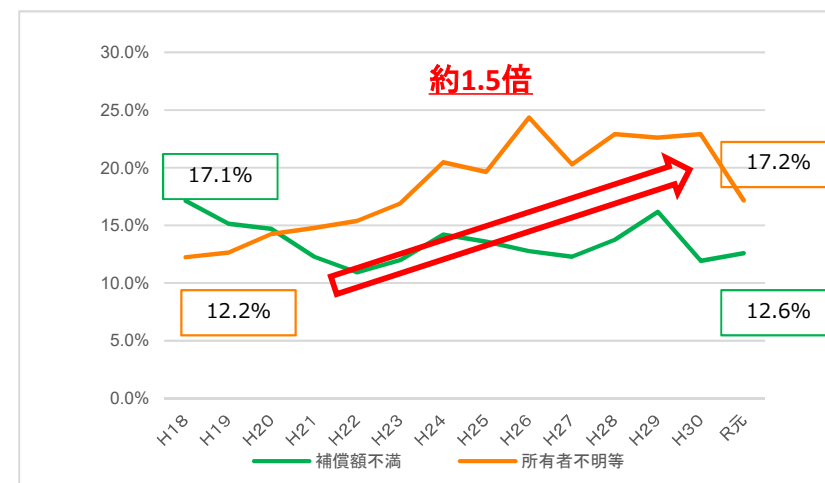
所有する空き地に関する意向

負担を感じる空き地の所有権を手放したいか

空き地の所有に負担を感じたことがある者のうち約25%がその土地の所有権を手放したいと回答。



直轄事業の用地取得業務においてあい路案件となっている要因



資料：国土交通省 「平成29年度 利用されていない土地に関するWEBアンケート」